

町民課からのお知らせ

町税全期前納報奨金の廃止について

近年の厳しい財政状況の中、町では平成24年度より全期前納報奨金制度を廃止することになりました。制度の廃止について、納税者のみなさまのご理解をいただき、今後とも町税の納付にご配慮いただきますようお願いいたします。

全期前納報奨金制度とは

全期前納報奨金制度とは、年4回の納期が設けられている町・県民税や固定資産税において、最初の納期までに年税額を一括で納付した場合に一定金額の報奨金を交付する制度で、戦後の混乱期の昭和25年に、税金の早期確保と自主納税意識の高揚をはかるために創設されました。

全国的に全期前納報奨金制度は廃止の傾向

この制度は、町県民税を給与天引きや年金天引きによって納付することとなる方には適用できないなど公平性に欠け、市町村の財源確保も厳しさを増す中、全国的にも多くの市町村で全期前納報奨金制度が廃止されています。

口座振替で一括納付されている方へ

口座振替で一括納付されている方には、11月下旬までに全期前納報奨金制度廃止のお知らせをご案内します。この制度の廃止に伴い、最初の納期までの一括振替から納期ごとの振替に変更される人は、同封の依頼書によってその旨を申し出てください。

口座振替による一括納付をこれまで通り継続される場合は、手続き不要です。

お問い合わせ 八百津町役場 町民課 徴収係 電話43-2111(内線2116)まで

健康福祉課からのお知らせ

「生活・介護支援サポーター入門講座」のご案内

町では、高齢者の方が地域で安心して暮らすことが出来るよう「生活・介護支援サポーター」の入門講座を開催します。地域の人がお互いに支え合うために知っておきたい知識を学びながら、自身や、みんなで考えあう機会の講座です。

高齢社会が進行している現状下で、地域でおきてくる課題を身近な問題ととらえ、地域で高齢者を支えていくために何か出来ないか一緒に考えませんか？



対象者 地域の高齢者の見守り、声かけなどのサポートに興味のある方またはボランティア活動に興味のある方

日程 11月18日(金)、25日(金)、12月2日(金)、10日(土)、16日(金) 全5日間

時間 午後7時から午後9時まで 12月10日(土)のみ、時間未定

場所 夢広場ゆうゆう(福祉センター)1階研修室

内容 県下の福祉動向、高齢者との関わり、各福祉分野関係者の講話、障害者の特性と理解、認知症について、個人ワーク、グループワーク、視察など

受講料 無料

定員 30名(先着順)

持ち物 筆記用具

申込み期限 11月15日(火)

受託実施主体 NPOやおつ

協力 八百津町、八百津町社会福祉協議会

お申し込み、お問い合わせは、NPOやおつ 電話 43-4423まで

